

海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン改正の概要

農林水産省は、日本料理に関する適切な知識及び調理技能を有する海外の外国人日本食料理人を育成することを目的として平成28年に制定した「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」を改正しました。

1. ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、海外の外国人日本食料理人のうち日本料理に関する知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を、民間団体等が認定できるよう定めたものです。
- 調理技能の認定は、運用・管理団体（本ガイドラインの運用・管理を行う民間団体等。農林水産省に届出が必要。）が認定した民間団体等（認定団体）が行います。
- 認定の種類は、ゴールド、シルバー及びブロンズとし、各認定の種類に応じて習得すべき知識及び技能が定められています。

2. 改正の趣旨

- より多くの海外の外国人日本食料理人が認定を目指しやすくなるよう、実態に即して認定要件等を見直しました。
- 認定を受けた料理人や日本食レストランの増加により、更なる日本食の普及、農林水産物・食品の輸出拡大が期待できます。

3. 認定要件の改正のポイント

海外での実務経験	ゴールド、シルバー認定に必要な実務経験の要件を、日本国内の日本食レストランだけでなく、 新たに日本食普及の親善大使※1が推薦する海外の日本食レストランまで拡大。
実務経験年数	ゴールド認定に必要な実務経験年数を、 概ね2年程度から5年以上に変更。 シルバー認定に必要な実務経験年数を、 概ね1年程度から2年以上に変更。 (日本国内の日本食レストラン又は日本食普及の親善大使が推薦する海外の日本食レストランにおける実務経験の合計年数をカウントする。)
認定試験	ブロンズ認定だけでなく、ゴールド、シルバー認定についても、 認定団体が実施する認定試験の合格を要件化。 (なお、ゴールド認定を受けるには、シルバー認定の取得を必要とし、シルバー認定を受けるには、ブロンズ認定の取得を必要とする。 ただし、シルバー認定について、日本国内の調理師養成施設※2を卒業した者はブロンズ認定を不要とする。)

なお、改正前（令和6年3月31日以前）に本ガイドラインにより取得した認定については、改正後もその効力を失わない。

（※1）「日本食普及の親善大使」とは、日本食普及の特別親善大使及び日本食普及の親善大使設置要綱（平成27年2月26日付け26食産第3953号）第4条第2項に基づき任命された者をいう。

（※2）「調理師養成施設」とは、調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1号及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第5条に基づき都道府県知事の指定を受けた施設をいう。